

鳴門市移動支援事業個別支援型実施要綱

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定及び鳴門市地域生活支援事業実施要綱（平成30年7月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づき、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促し、生活圏の拡大を図るための移動支援事業個別支援型（以下「移動支援事業」という。）の実施に伴う必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 移動支援事業の対象者は、障がい者・児であって、鳴門市が外出時に支援が必要と認めた次の者とする。

- (1) 屋外での移動に著しい制限のある全身性障がい者・児、知的障がい者・児であって、重度訪問介護、行動援護受給者でない者。なお、全身性障がい者・児にあっては、肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級に該当するものであって両上肢及び両下肢の機能の障がいを有する者またはこれに準ずると鳴門市が認めた者。
- (2) 一人で外出に困難のある精神障がい者であって、行動援護受給者でない者。
- (3) 保護者が疾病等のため、通学の手段が他にない場合であって、単独で通学することが困難である行動援護受給者の障がい児。

(支給量)

第3条 1ヶ月あたりの支給量は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に該当する支給決定者は、30時間以内とする。
 - (2) 前条第3号に該当する支給決定者は、4回以内とする。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、前条第1号及び第2号に該当する支給決定者のうち保護者が疾病等のため、通学の手段が他にない場合であって、単独で通学することが困難である場合にかぎり、30時間以内の支給量とは別に4回

以内の支給量を認めることとする。

(事業内容)

第4条 移動支援事業を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。また、介護給付等で利用できるサービスは対象外とする。)

(支給決定期間)

第5条 支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。

2 支給決定を行った日が月の初日である場合は、前項の規定にかかわらず1年間とする。

(申請等手続)

第6条 移動支援事業の申請、支給決定、利用者証の交付その他の手続については、実施要綱第3条から第7条までに定めるところによる。

2 保護者が疾病等のため、通学の手段が他にない場合であって、単独で通学することが困難である場合は、地域生活支援事業(移動支援事業個別支援型通学支給)申請書(様式第1号)により申請するものとする。

(移動支援事業者との業務契約条件)

第7条 移動支援事業を行うことができる事業者は、鳴門市との間で業務契約を締結した事業者で、業務契約条件は次の条件によるものとする。

- (1) 法における介護給付居宅介護(ホームヘルプ)事業所の徳島県の事業所指定を取得していること。
- (2) 移動支援事業の提供に当たる従業者の要件は、次の研修の課程を終了し、研修を終了した旨の証明書の交付を受けた者

程等 類 型	研修課 介護 福祉士	障害 1～3級	移動 (全身性)	移動 (知的)	日常生活 支援 (全身性)	介護保 険の訪 問介護 員
全身性障がい者 (児)			○		○	
知的障がい者(児)	○	○		○		○
精神障がい者	○	○				○

(移動支援費用額の算定に係る基準)

第8条 費用額の算定に係る単価及び基準は、次に定めるとおりとする。

算定時間	30分以下	30分を超え 1時間以下	1時間を超え 1時間30分以下	1時間30分を超え 2時間以下	2時間を超え 2時間30分以下	2時間30分を超え 3時間以下	以後30分
単 価	1,500円	2,700円	4,000円	4,800円	5,600円	6,300円	800円

(利用者負担額)

第9条 利用者負担額は、定率でサービスの利用に要する費用額の1割とし、上限は定めないものとする。なお、生活保護世帯の者及び市民税非課税世帯の者においては徴収しないものとする。

2 前項の世帯の範囲については、法に基づく障害福祉サービス費の支給の例による。

(費用額の請求及び支払)

第10条 第8条に規定する費用から前条に規定する利用者負担額を控除した額についての市長への請求及び受領は利用者の委任により、事業者が代理して行うことができるものとする。また、利用者の委任のない場合は、償還払いとする。

2 利用者から前項の規定に基づく委任を受けた事業者は、移動支援事業を提供した月の翌月10日までに、市長に対して同項の規定に基づく請求を行うものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、当該請求額をその月の末日までに事業者を支払うものとする。

(受給者証の提示及び利用方法)

第11条 利用者は、移動支援事業を受けるに当たっては、移動支援事業者に対

して地域生活支援事業利用者証を提示しなければならない。

2 利用者は、移動支援事業を利用する場合に、移動支援事業者に対し当該負担額を支払わなければならない。

(支給決定者と事業者の契約等)

第 1 2 条 移動支援事業者は支給決定者と移動支援事業の提供に係る契約を行うこと。移動支援事業者は移動支援事業を提供するときは、契約支給量その他の必要な事項を利用者の地域生活支援事業利用者証に記載しなければならない。また、移動支援事業者は移動支援事業の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を市長に対し遅滞なく報告書により提出しなければならない。なお、契約等に係るその他関連事項は介護給付の取り扱いに準ずる。

(補則)

第 1 3 条 この要綱で定めるもののほか、移動支援事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。なお業務契約締結協議及び業務契約は施行日以前より行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。なお委託契約締結協議及び委託契約は施行日以前より行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。なお委託契約締結協議及び委託契約は施行日以前より行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。なお委託契約締結協議及び委託契約は施行日以前より行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。